

第16回松浦市民駅伝大会 出場チームを募集します！

※小学生・幼児の部 新設

問 生涯学習課スポーツ振興係 ☎内線 312

【日時】2月28日(日) 第1部：午前9時30分スタート 第2部：午後0時スタート

【参加資格(5部門)とチーム編成】

	部門	参加資格	チーム編成
第1部	一般の部	16歳以上の市内在住・在勤の社会人及び市内現住の大学生・専門学生等で編成されたチーム。	12人以内(監督1人・選手8人・補欠3人) ※監督兼選手可
	高校生の部	北松・平戸・松浦地区の高校に在籍する生徒で編成されたチーム。	12人以内
	中学生の部	市立中学校単位で編成されたチーム(各校2チームまで)。	(監督1人・選手8人・補欠3人)
第2部	小学生の部	市立小学校単位もしくは市内クラブチーム単位で編成されたチーム。	9人以内(監督1人・選手6～8人)
	幼児の部	市内の幼稚園・保育園等に在籍する園児で編成されたチーム。	13人以内(監督1人・選手8～12人)

【コース】

《第1部》【一般・高校生・中学生の部】(8区間 23.4 km)

【前半】じげもん市場前→よかところ前→海光園前→発電所前バス停→市役所前

【後半】市役所前→つきの島公園前→調川道路公園前→今福漁港漁民集会所横→松浦市野球場入口

《第2部》【小学生の部】(4.8 km) …240m(松浦高校グラウンド外周) × 20周(1ターン=1周)

※走順ならびに走行回数は自由。ただし、1人1周以上走らなければならない。

【幼児の部】(1.2 km) …240m(松浦高校グラウンド外周) × 5周(1ターン=1/3周)

※走順ならびに走行回数は自由。ただし、1人1/3周以上走らなければならない。

【申込方法】 申込書に必要事項を記入し、参加料をご持参のうえ、生涯学習課へお申し込みください。申込関係書類は、生涯学習課および福島・鷹島分室、各市立公民館に設置しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

【参加料】 第1部 1,500円 / 第2部 1,000円 ※1日保険料込み

【申込期間】 令和3年1月12日(火)～2月8日(月)

※応援の皆さまへお願い

近年、各地の駅伝大会において選手が車やバイクと接触する事故が多発しております。

本大会の開催にあたり、選手の皆さまがより安全な環境で競技することができるように、下記について、ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 応援できる場所と駐車場について

○前半ゴール・後半スタート(市役所前) 駐車場:松浦市文化会館 ※午前9時30分までに駐車してください。

○後半ゴール(松浦市野球場) 駐車場:松浦市野球場第2駐車場(奥) ※午前11時までに駐車してください。

※レースが開始してからの移動、駐車はご遠慮ください。

～前半ゴール、後半ゴール以外の場所で応援する場合～

・車での移動は禁止いたします。(駐車場無し・路肩や私有地への駐車は厳禁)

・徒歩もしくは公共交通機関で移動してください。・通行量が少ない安全な場所で周囲に十分注意してください。

2. 新型コロナウイルス感染症拡大防止策について

・応援の際は、必ずマスクを着用してください。・大声での会話や声援はご遠慮ください。

・接触確認アプリ(COCoA)のダウンロードにご協力ください。・体調不良の人の参加応援はご遠慮下さい。

償却資産（固定資産税） の申告について

問 税務課固定資産税係

☎内線 111、112

令和3年1月1日現在、市内に償却資産（事業用資産）を持っている個人または法人は、令和3年2月1日（月）までに申告してください。

令和2年に申告した個人・法人には、あらかじめ「償却資産申告書」を送付していますが、新規に事業を始めた人は、右記の問合わせ先へ申告書を請求してください。

なお、市報12月号に掲載の「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う固定資産税の軽減措置」に該当する中小事業者等も、2月1日（月）までに忘れず申告してください。

令和3年度市県民税・ 国民健康保険税の申告

問 税務課市民税係

☎内線 113

令和3年度の申告受付は、新型コロナウイルスなどの感染症対策から来場者、受付職員の安全を考慮し、従来の受付日数を削減し、1日の入場者数に制限等を設ける予定です。

また、簡易申告書に加えて、市県民税申告書を全戸配布する予定です。

来場者の集中緩和等のためにも、郵送による申告書提出にご協力をよろしくお願います。

詳しい日程および入場者数の制限、郵送による申告書の提出方法については、市報2月号、松浦市ホームページ（2月1日以降）でお知らせします。



健康はお口の中から ～みんなで守ろう 子どもの歯～

問 子育て・こども課 子育て支援係 ☎内線 197

むし歯や歯周病などの歯科疾患は、進行することによって歯を失うことにつながるため、食生活や社会生活に支障をきたし、全身の健康にも影響を与えます。

厚生労働省が発表した平成28年度の歯科実態調査の結果によると、80歳になっても自分の歯が20本以上ある^{はちまるにいまる}8020を達成した人の割合が、5年前の調査の40.2%から51.2%に増加していることがわかりました。

一方で松浦市は、令和元年度1歳6か月児健診での一人当たりのむし歯の本数は、0.15本、また3歳児健診での一人当たりのむし歯の本数も0.92本で県内で2番目に多い結果でした。80歳で20本以上の歯を持ち続けるためには、乳幼児期からのむし歯予防が重要です。

むし歯を予防するためには、

- ①むし歯のすみかとなる歯垢（プラーク）を歯ブラシで取り除きましょう。
- ②むし歯菌の養分になるもの（糖質）を減らすために、間食の回数や砂糖の量を減らしましょう。
- ③強い歯を作るために、ミネラルを豊富に含んだバランスの良い食事をしましょう。
- ④よく噛んで食べましょう。
- ⑤フッ化物を利用して歯を丈夫にし、むし歯になりにくい歯をつくりましょう。



子育て・こども課では保健センターにおいて、1歳6か月児健診受診後から就学前までの幼児を対象に、2か月に1回、幼児歯科相談を実施しフッ化物塗布をしています。鷹島地区、福島地区では1歳から就学前の幼児を対象に、年に2回歯科健診を実施し、フッ化物塗布をしています。また、市内の保育園・認定こども園では、年中・年長の希望者を対象に、フッ化物洗口も実施しています。

乳幼児の歯の健康を守るためには、周囲の大人も口腔内の健康を保ち、むし歯菌が感染しないように努めることが重要です。